

消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱

平成21年8月11日
関係府省庁申合せ

本要綱は、「消費者行政推進基本計画」（平成20年6月27日閣議決定）等に基づき、消費者の消費生活における被害の発生・拡大を防止し、その安全を確保するため、緊急対策本部の設置等緊急時における国の対処の在り方等について定めるものである。

なお、本要綱は、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成15年11月21日閣議決定）及び「食品安全関係府省庁緊急時対応基本要綱」（平成16年4月15日関係府省庁申合せ）と適切に連携しつつ活用することとする。

1 定義

本要綱において、緊急時とは、消費者安全法（平成21年法律第50号）第2条第6項の定める重大事故等が発生した場合であって緊急の対応が必要なときとする。

2 緊急時対応の基本方針

緊急時対応については、消費者の安全の確保が最も重要であるという認識の下に、関係府省庁相互に十分な連絡及び連携を図りながら、政府一体となって迅速かつ適切に行うことにより、消費者被害の発生又は拡大の防止に努めることとする。

3 情報連絡体制等

関係府省庁は、緊急時において政府一体となった迅速な初動体制をとることができるよう、平時から、消費者安全情報総括官（4（2）参照）を中心として、重大事故等に関する情報の相互に緊密な交換及び連絡を行うための体制を整備しておくこととする。

4 緊急対策本部の設置等

(1) 緊急対策本部の設置

内閣府特命担当大臣（消費者政策担当）は、緊急時において関係大臣が連携協力して対処する必要があると認める場合には、内閣官房長官及び関係大臣と協議の上、緊急対策本部の設置を決定することとする。

緊急対策本部に関する具体的な事項については、別途定める。

(2) 消費者安全情報総括官会議の開催

内閣府特命担当大臣（消費者政策担当）は、(1)のほか、緊急時において府省庁横断的に対処する必要があると認める場合には、消費者安全情報総括官会議を開催することとする。

また、重大事故等に該当するか否かの判断が困難な場合であっても、被害の拡大又は同種の事故の発生により消費者の生命又は身体に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあり、緊急に政府全体として幅広く取り組むことが必要なとき等には、消費者安全情報総括官会議を開催できることとする。

消費者安全情報総括官及び消費者安全情報総括官会議に関する具体的な事項については、別途定める。

5 緊急時における対応

(1) 内閣府特命担当大臣（消費者政策担当）は、緊急時において関係大臣が連携協力して対処する必要があると判断した場合には緊急対策本部を設置することとし、又は、それ以外の場合であっても府省庁横断的に対処する必要があると判断した場合には、当該事案に関わる府省庁の消費者安全情報総括官を招集の上、消費者安全情報総括官会議を開催し、情報の収集・分析を行うこととする。

(2) 内閣府特命担当大臣（消費者政策担当）は、緊急対策本部での関係大臣等との協議、又は消費者安全情報総括官会議での情報の収集・分析等を踏まえて、必要に応じ、速やかに対応を行うこととする。緊急時対応は、被害の発生又は拡大の防止の観点から、事案に応じて、消費者への情報提供、回収、新規流通の防止、原因究明、それを踏まえた改善措置等を適切に組合せ、

関係府省庁が連携・協力して講ずることとする。

6 その他

本要綱は、平成21年9月1日に効力を生ずる。